

## ■ 巡回指導における主な指摘事項（令和5年4月～12月）

【件数の多い順】

<p><b>① 初任運転者に対する特別な指導関係</b> [52件]</p> <p>① 初任者教育の記録不備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実技指導のドライブレコーダーの記録保存不備</li> <li>・実技指導の運行記録計の記録保存不備</li> <li>・座学指導の記録不備</li> </ul> <p>(※ 実技指導の20時間分についてドライブレコーダーの記録及び運行記録計の記録を3年間保存する必要があります。)</p> <p>② 初任者の事故歴未把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転記録証明書未取得</li> </ul> <p>(※ 運転記録証明書等にて雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認する必要があります。→ 事故惹起運転者に該当する場合は「特定診断」の受診が必要です。)</p> <p>③ 初任者実技指導の時間不足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車種区分についての誤認による時間不足</li> </ul> <p>(※ 乗務予定の車種区分と同一又はそれより大型の区分のバスにより20時間以上必要です。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導時間の捉え方の誤認（休憩時間等も含めるなど）による時間不足</li> </ul> <p>(※ 実際にハンドルを握っている運転時間で20時間以上必要です。休憩等の時間は含みません。)</p> <p>④ 初任者教育の未実施あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「初任者」の捉え方の誤認など</li> </ul> <p>(※ 過去の貸切乗務経験如何に関わらず新たに採用した場合（再入社含む）は全て「初任者」の扱いとなります。)</p> <p>⑤ 初任運転者の座学教育時間不足</p> <p>(※ 国土交通省告示で示されている所定の項目(6項目)について合計10時間以上が必要です。)</p>
<p><b>② 過労防止関係</b> [20件]</p> <p>① 連続運転時間基準違反あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連続運転時間4時間超え</li> </ul> <p>(※ 30分以上の運転の中断を分割する場合は1回につき10分以上が必要です。運行指示書において、休憩等が確実に確保されるように指示(明記)することが重要です。)</p> <p>② 交替運転者の配置基準違反あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日の乗務の合計実車距離500km超のワンマン運行において運転者の体調報告なし</li> </ul> <p>(※ 「貸切バスの交替運転者の配置基準」上、ワンマン運行で実車距離500kmを超える場合、乗務中の体調報告が必要になります。)</p>

**③ 運転者に対する一般的指導監督関係** [20件]

- ① ドライブレコーダーの不備
  - ・運転者席用カメラの取付なし
  - ・運転者席用カメラの取付状態（撮影範囲）の不備

（※ 運転者用カメラにより撮影される映像については、運転者の挙動、変速装置及びかじ取りハンドルが記録されるものでなければなりません。カメラの取付位置には留意が必要です。）

（※ 装着が義務付けられているドライブレコーダーについて、令和6年11月30日をもって経過措置が終了し、12月1日からは、全てについて国土交通省告示で定める性能要件が適用されます。）
- ② 一部の運転者に対して未実施あり
  - ・教育欠席者に対するフォローアップなし
- ③ 教育記録の不備
  - ・受講者氏名等の記録不備
  - ・欠席者のフォローアップの実施記録なし
- ④ 教育内容に不足あり
  - ・一般的な指導及び監督の指針（国土交通省告示）の項目の一部が不足

（※ 貸切バスの運転者全員に対して、国土交通省告示で示されている項目(13項目)についての指導及び監督を毎年実施し、その記録を3年間保存しなければなりません。）
- ⑤ 一般的教育の未実施

**④ 健康診断実施関係** [15件]

- ① 健康診断未受診者あり
  - ・前回受診から1年以上経過の者あり

（※ 定期的受診については、1年以内ごと(深夜業に常時従事する者は6月以内ごと)に必要です。）

  - ・冬季運転者について未実施（未把握）
- ② 初任者採用時の健康診断未実施あり

**⑤ 点呼関係** [14件]

- ① 点呼記録の不備（点呼執行者名、点呼時刻等）
  - ② 点呼実施体制の不備（補助者による点呼が2/3以上の状況）あり
  - ③ 乗務前点呼未実施（点呼前に乗務開始）あり
  - ④ 乗務途中点呼未実施あり
  - ⑤ 運行に関する状況把握のための体制の不備（運行管理者全員が乗務している状況）あり
  - ⑥ 運行管理者のセルフ点呼あり
- （※ 令和6年4月1日から、点呼の記録については電磁的記録として3年間保存すること、並びに点呼を行った際の状況を録音及び録画（電話点呼については録音のみ）し、その電磁的記録を90日間保存することが義務付けられています。）

**⑥ 運輸安全マネジメント関係** [13件]

① 安全情報の国への報告が未了

② 安全情報の公表が未実施・内容が不足

(※ 毎事業年度の経過後100日以内に、輸送の安全に関する情報を国へ報告すること(国への報告システムに入力し、内容について確定処理を行うことにより完了。)並びに(i)輸送の安全に関する基本方針・(ii)輸送の安全に関する目標と達成状況・(iii)事故に関する統計のほか国土交通省告示で示されている各項目(初任運転者に対して行う安全運転の実技指導の内容等)についてホームページへの掲載等により公表することが義務付けられています。)

**⑦ 運行記録計による記録関係** [12件]

① 運行記録計の記録保存がない運行あり

② 故障により走行距離の記録がなされない又は判別出来ないものあり

③ 日付・運転者名・車番の記載のないものあり

(※ 令和6年4月1日以降(令和6年3月31日以前に登録を受けた車両については令和7年4月1日以降)、デジタル式運行記録計により記録を行い、電磁的記録として3年間保存することが義務付けられています。)

**⑧ 車両の定期点検関係** [9件]

① 3ヶ月点検の未実施あり

② 点検整備記録簿の一部保存なし

(※ 点検整備記録簿の写しについては営業所において適切に管理(1年間保存)されていなければなりません。)

**⑨ 運賃の收受関係** [7件]

① 下限割れあり(下限額の計算誤り、中型車を小型車の運賃で收受等)

② 国への届出が必要な年間契約の運賃の未届出